

## 政策目的随意契約（調湿保存剤購入）に関する結果の公表

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、次の通り随意契約の方法による契約を締結したので、埼玉県財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 18 号）第 102 条の 3 第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 8 年 2 月 1 8 日

埼玉県知事 大野 元裕

### 1 契約の相手方の名称及び住所

- (1) 名称 社会福祉法人 埼玉福社会
- (2) 住所 埼玉県新座市堀ノ内 3 丁目 7 番 3 1 号

### 2 契約の目的

展示ケース用の調湿保存剤の調達

### 3 契約の履行方法、期限及び場所

- (1) 履行方法  
仕様書に基づく調湿保存剤を、指定する期日と場所に納品する。
- (2) 履行期限  
令和 8 年 3 月 2 0 日
- (3) 納入場所  
埼玉県立歴史と民俗の博物館（さいたま市大宮区高鼻町 4-2 1 9）

### 4 契約締結日

令和 8 年 2 月 1 7 日

### 5 契約金額

2 2 8, 8 0 0 円

### 6 契約の相手方を選定した理由

埼玉県財務規則第 103 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者